

四	三	二	一	○
發行方法	用振替等の適法	の法律項及びその規定	の法発行及び根拠記	發行条件等を年次に
				平行成二件等十四年四月
				令第三十号
				國債の發行等第十五号
				省告示第十三号

のし定あ争争う札価振の以律社条第一項三の二十財一利  
 決、めつ入入。へ格替適下へ債第四平並年特十四政回付  
 定価らて札札に以を機用一平、一十成び法例三号法<sup>一</sup>國庫債券  
 を格れられ、と發によ下競闘を振株項六十に律に年<sup>一</sup>へ  
 受競た価同行る「争は受替式条九特第関度第昭  
 け争利時一發価に日け法等の第年別百すに四和  
 た入競にと行格付本る「と」の法会六るお条二  
 各札争行い(競し銀もとの振替に及第に)律る一二  
 申に入わう(以争て行のう)の法計号法け第十一  
 込おそれれ。下入行とと(七)に二關第一公項年  
 みいのにる、「札わする」と(七)関第十す二平債及法  
 のて利お入価値「れ」の(五)す六三る条成のび律  
 応募率い札格格とる。そ規十号法第二發平第  
 募入とてで競競い入の定二〇律一十行成三十

## 五

ハロイ  
方募

・別債行争非者特国札非  
第参市及入価・別債発競  
II 加場び札格第参市行争  
非者特国発競 I 加場入行争の

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を囲別募応ち  
割内参額募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のより割高  
申応りい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価  
入場も加、た価格国定特あ争争す得格  
札特の者財後格競債め別つ入るらを  
発別にご務に競争市る参て札札もれ募  
行参よと大行入札特の者財同行に価額  
一加るに臣わと者発応がれ札發別にご務時一よ格に  
い・行募各の行参よと大にとるをよ  
う第へ限國る募一加るに臣行い發そり  
。II以度債入と者発応がわう行の加  
非下額市札のい・行募各れ。(以發重  
価一を場で決う第へ限國る、下  
格國定特あ定一I以度債入価一価均  
競債め別つを及非下額市札格非格し

者 特 国 行 争 非 者 特 国	札 非	入 價 入 價
・ 別 債 入 價 ・ 別 債	發 競	札 格 行 札 格
第 参 市 札 格 第 参 市	行 争	發 競 發 競
II 加 場 發 競 I 加 場	入	行 争 額 行 争

た 条 特 二 利 第 發 平 十 利 第 發 平 千 額 發 六 万 一 付 一 行 成 十 つ 定 う 億 額  
 利 第 別 千 付 一 行 成 六 付 一 行 成 四 面 行 十 円 兆 国 項 の 二 八 い に ち 円 面  
 付 一 会 百 国 項 の 二 億 国 項 の 二 百 金 し 二 、 八 債 の 特 十 億 て 基 、 金  
 国 項 計 四 債 の 特 十 六 債 の 特 十 二 額 た 条 特 千 に 規 例 三 三 は づ 財 額  
 債 の に 十 に 規 例 三 千 に 規 例 三 十 で 利 第 別 九 つ 定 に 年 千 、 き 政 で  
 に 規 関 七 つ 定 に 年 四 つ 定 に 年 五 五 付 一 会 十 い に 関 度 九 額 發 法 二  
 つ 定 す 百 い に 関 度 万 千 国 項 計 八 て 基 す に 百 面 行 第 兆  
 い に る 円 て 基 す に 万 て 基 す に 円 二 債 の に 億 は づ る お 八 金 し 四  
 て 基 法 、 づ る お 円 、 づ る お 百 に 規 関 二 、 き 法 け 十 額 た 条 千  
 、 づ 律 額 き 法 け 額 き 法 け 九 つ 定 す 千 額 發 律 る 五 で 利 第 八  
 額 き 第 面 發 律 る 面 發 律 る 十 い に る 五 面 行 第 公 万 千 付 一 百  
 面 發 四 金 行 第 公 金 行 第 公 四 て 基 法 百 金 し 二 債 円 四 国 項 九  
 金 行 十 額 し 二 債 額 し 二 債 億 は づ 律 九 額 た 条 の 、 百 債 の 十  
 額 し 六 で た 条 の で た 条 の 三 、 き 第 十 で 利 第 發 平 九 に 規 一

十 ロ イ 一 發	九 八	二	ハ ロ イ イ 払	七	
国札非入価発 債発競札格行行 市行争発競価 場、入行争格日	振額最 替額面位金 低入価・別債 行札格第參市 争札格第參市 發競II加場 非者別債行 者發競I加場 特市行争發競 特市行争發競 札格札格金 札格札格競 入価入価競 行争非 込金競				
厘額厘額 面以面 金上金 額の額 百そ百 円れ円 にぞに つれつ きのき 百応百 円募円 十価十 錢格錢 七五	平す額の振 成るの記替 。整載法 数又の 倍は規 年の記定 金録に 額はよ 月に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 円 十 五 億 億 千 九 百 七 千 九 百 七 十 一 万	五七 千百 円四 十 五 億 四 千 七 九 百 七 千 九 百 七 十 一 二	万二十十二 九千円六六兆 千百億万四 六五千 一千九 九五円百 百十 七 千十 九八五 百万千 七四九 一百八 二八三	で 七 百 四 十 五 億 円

十  
九  
八  
七  
六  
五  
十  
四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限  
子以

平  
成  
二  
十三  
年  
十二  
月  
十五  
日  
財  
務  
大  
臣  
か  
ら  
通  
知  
を  
受  
け  
た  
者  
財  
務  
銀  
金  
二  
行  
額  
十  
百  
五  
支  
の  
円  
年  
払  
に  
十  
う  
以  
し  
つ  
二  
。  
前  
き  
月  
六  
各  
び  
百  
十  
円  
五  
間  
日  
に  
期  
月  
属  
に  
十  
す  
お  
五

額面金額  $\times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$

十  
三  
二

初利入価・別債行争非者特  
期札格第参市及入価・別  
利發競Ⅱ加場び札格第参  
子率行争非者特国發競I加

規下は期た期平年  
定、が金と成〇  
す次そ銀額し二・  
る号の行を、十二  
期及翌休支次四パ  
日び営業払の年一  
に第業う算六セ  
つ十日。式月ン  
い五にたに十ト  
て号支當だよ五  
同に払たしり日  
じおうる、算を  
いへと支出支  
て以き払し払